

第 3 回

新宿区高齢者保健福祉推進協議会

平成19年5月18日(金)

新宿区健康部計画推進課

午後2時00分開会

計画推進課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第3回新宿区高齢者保健福祉推進協議会を開会いたします。

議事に先立ち、委員の退任及び新委員の就任がありましたので、ご報告いたします。

橋本会長 学識系の委員としてお務めされました日本女子大学の中谷先生が、大学の研修のための留学で、その間はほかのことはしないというのが通常の約束でございまして、先生もこの委員の退任を了承してございます。

かわりに、首都大学東京の和気純子先生とおっしゃいますけれども、ご専門は社会老年学とか、社会福祉方法論がご専門でいらっしゃいます。私も前から存じあげていますが、大変素敵な方でございます。

改めてご紹介申し上げたいと思います。先生、ちょっとごあいさつをいただけますでしょうか。

和気委員 首都大学教授の和気と申します。

今ご紹介があった中谷先生とは前の職場で同僚でしたけれども、今回は新宿区の高齢者保健福祉推進協議会の委員ということで、私も勉強をさせていただきながら、何かお役にたてたらと思ひまして参加させていただくことになりましたので、よろしく願ひいたします。

(拍手)

橋本会長 では、和気先生、どうぞよろしく願ひ申し上げます。

それでは、きょうの出欠の状況につきまして、事務局からご報告をいただきたいと思ひますので、願ひいたします。

計画推進課長 皆さん、こんにちは。

本日は、お暑い中おいでいただきましてありがとうございます。

それでは、事務局から委員の皆様の出欠状況についてご報告をいたします。

あらかじめご欠席のご報告をいただいております方が3名いらっしゃいます。阿委員、小野田委員、丸山眞知子委員の3名でございます。英委員については、まだおいでになっておりませんが、後ほどいらっしゃるのではないかとこのうに考えております。

したがって、今のところ14名のご出席ということでございまして、要綱に基づく定足数は満たしておりますことをご報告を申し上げます。

それから、申しわけございません。ちょっとマイクの使い方でございますけれども、前にございます黒いボタンなんです、要求4というのを押していただくとランプがつかましてマイクに声が入るようになっております。発言が終わったときは終了5のボタンを押していただくとマイクが切れるようになっております。これは同時に何本もつかますとハウリングを起こしてジーンと音が出てしまいますので、よろしく願ひを申し上げます。

それでは、続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の議事に関連する資料は、次第にございます資料1から資料3につきましては、事前に郵送させていただいたものでございます。

また、本日机上配付資料として2点用意してございます。新宿区高齢者保健福祉推進協議会の見直し部会概要及び新宿区高齢者保健福祉推進協議会委員名簿、この2種類でございます。ご確認をいただきたいと思ひます。もし、欠けているものがございましたらお申し出いただければお渡しをしたいと思いますので、よろしく願ひを申し上げます。

以上でございます。

橋本会長 ありがとうございます。

いかがでございましょうか。資料はお手元におそろいでございましょうか。

それでは、問題がないようでございますので、議事に入ってまいりたいと思ひます。

先ほどお配りいただいておりますきょうの1枚めですけれども、第3回新宿区高齢者保健福祉推進協議会次第というペーパーがございます。この中の2、議事でございます、大きく3点になっております。

1つは、平成18年度「重要的取組みの現状」について、2つ目に、見直し部会の設置について、3、その他となっております。

では、まず最初に平成18年度の重点的取組みの現状につきまして、ご報告いただきたいと思っておりますけれども、これは3つに分けて、まずは介護保険課長さんのご説明をいただき、2つ目に、高齢者サービス課長さんのご説明をいただき、最後に健康いきがい課長さんのご説明をいただきます。

ご説明をいただいたところで、それぞれそこでご質問をいただくことにしたいと思います。

それでは、どうぞ、まず最初に、介護保険課長さんからご説明をいただきたいと、お願いいたします。

介護保険課長 介護保険課長の高橋と申します。

橋本会長 どうぞ、課長さんお座りになってください。

介護保険課長 資料1、資料1-2が介護保険課の資料でございます。

まず、最初に資料1、1ページ目から説明させていただきます。

ご承知のように、介護保険サービスにつきましては、民間事業者が施設等についても整備し、サービスを提供していくということでございますけれども、新宿区におきましては、地価や家賃等が高く、民間の力だけではなかなか供給されないサービスがあるということで、重点的に介護保険サービスの基盤整備に取り組んでおります。

2点報告させていただきます。まず1つ目は、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの整備ということで、2カ所について取組みをしております。

まず、1つ目は、百人町四丁目国有地活用事業で、これは第3期介護保険事業計画に位置づけているものでございます。特養100床、ショート、認知デイで、この2月に着工し、平成20年6月に運営を開始する予定です。

2つ目は、矢来町の104番4号の牛込消防署跡地の都有地活用事業でございます。これは第3期の計画にはございませんけれども、東京都から都有地活用についての話があり、現在特養の待機者が1,000人以上おり、また療養病床の再編成などもふまえ、取り組んでいます。

5月末には東京都が公募を開始する予定で、新宿区につきましては事業者の推薦を行います。第4期に当たる平成22年4月から運用を開始予定です。特養80床程度、ショート10床程度認知症高齢者グループホームユニットということで取り組んでおります。

続いて、地域密着型サービスの整備でございますが、第3期介護保険事業計画に位置づけたもので、2の事業の内容に書かれているサービスについて、3カ年で整備をしていくものです。

18年度の取組み状況ですが、夜間対応型訪問介護1カ所、小規模多機能型居宅介護1カ所を、18年度に指定しましたが、残る部分については、整備が進んでいません。19年度以降、積極的に取り組んでいきたい。また、認知症グループホームにつきましては、先ほど申し上げました都有地活用事業で取り組んでいきたいと考えています。

地域密着サービスの課題でございますが、小規模多機能については、軽度者の介護報酬が低いことや、事業用物件が少ないことなど、課題が山積ですが、多様な方法を活用しつつ、整備したいと考えているところです。

続きまして、次のページをお開きいただきたいと思っております。

介護サービス事業者への指導検査でございます。先ほど申し上げましたように、介護保険制度は、民間事業者が自由な競争に基づいてサービスを提供していく仕組みでございます。

しかし、事業者の参入のためには幾つか要件があり事業者の指定が必要であったり、介護報酬が法令等で定められているほか、事後のチェックが行われています。この介護サービス事業者への指導検査は、事後のチェックに当たります。

指導検査につきましては、介護保険事業についての指定基準や運営基準が守られているか、適正なサービスが行われているかなどをチェックしていく仕組みでございまして、あくまでもこれは最低基準でございます。

最近、新聞報道等で大手3社、コムスン、ニチイ学館、ジャパンケアサービスについて東京都の監査が入ったという報道がありましたが、介護報酬の不正請求や、指定の不正取得など擬似市場と言われる介護保険市場の中で、行政の監視やチェック機能がますます重要になっています。平成16年10月から厚労省が介護保険適正化推進運動に取り組んでおりまして、そういった中で新宿区も対応しているところでございます。

事業内容につきましては、 から の内容でございますが、3取り組みの現状に18年度の実績を書かせていただいております。老人介護保健施設については、平成13年度から取り組んでおり、身体拘束の記録や介護報酬等についての指導を行っています。

また、今回保険者機能の強化により、地域密着サービス事業者についても指導検査を行っています。

また、訪問介護事業所10カ所、居宅介護支援事業所1カ所の実地も行っています。

平成19年度以降の課題でございますが、国は指導・監督の考え方を改めてまいりまして、行政指導である実地指導については、重点的指導項目について事業者を育成支援していくということを主体に行っていく。

先ほど東京都の監査の例を申し上げましたけれども、悪質な違反とか、不正請求については機動的に監査を行い、勧告や命令を機動的に行っていく。新宿区でも、この方針に従い、6月には集団指導を予定しています。

次は、介護保険の適正利用の推進でございますが、指導検査と重複している部分はございますけれども、介護報酬の請求内容について、医療保険と重複して利用をしていないかなど報酬明細についての点検を計画に基づき実施しております。

また、利用者の皆さんに介護保険課からの給付費通知を年2回送付いたしまして、それぞれ適正に請求されているか注意を喚起しているところです。

取組状況の でございますが、新宿区、東京都等の調査に基づき、1,184万円が、指導の結果返還されました。

今後の展開でございますが、介護給付適正化のかなめといたしまして、3点の柱立てをしております。

1点目は、要介護認定の適正化、介護認定を正しく適正にやっていくということ、2点目は、ケアマネジメントの適正化、サービスの提供の仕方やケアプランを適正にしていく、3点目は、ご報告しております介護サービス事業者に対する制度内容の周知・助言指導・監督等の適切な実施で介護保険制度を可能なものにしていくというものです。

続きまして、資料の1 - 2をごらんいただきたいと思います。

最初は新宿区の高齢者人口の状況です。計画値と実績値について、グラフ化しているものでございまして、新宿区の高齢者人口の推計は、人口が増加傾向にあり、やや多目に実績が出ていますが、おおむね計画どおりです。介護保険の被保険者といたしましては、このほか住所地特例者がおり、現状の人数では、プラス900名弱程度。

続きまして、要介護認定者の推計と実績でございます。かなり計画と実績が乖離しております。特に第1期は、平成16年度で約6,700人の計画値に対し、実際の要介護認定者は1万を超える数字になっています。また、第2期でも計画値を上回る要介護認定者数となっております。

す。

介護保険制度が創設された当初は、保険あってサービスなしというようなことが言われましたが、これほど急激にサービスがふえるというふうな予測もしておりませんでしたし、要介護認定者も大きく増えました。

ただ、ここに来て、平成18年度の要介護認定者数は、4月から3月の人数が微減という状況です。一定の必要な方の認定は、ある程度できてきたと考えています。

平成15年度の新規申請件数は3,300件でしたが、16年には2,800件、17年度には2,600件、18年度が2,400件と新規申請者が減っているという現状がございます。

新規に認定される方よりも死亡、転出等が多いため新規認定者数が減っているものと考えられます。

第3期の要介護認定者数の推計でございますけれども、平成20年には1万1,670人と推計しておりましたが、今回は計画値を下回る可能性もあります。平成19年4月末の要介護認定者数は1万775名認定率は19%を切りました。全国平均よりはまだ高いですが、最後のページにつきましては、要介護1相当と1次判定で判定された方が予防給付と介護給付に分かれる割合についてです。結果といたしまして要支援2と要介護1は半々となりました。

橋本会長 ありがとうございます。

ただいま介護保険課長さんから重点的に取組みの現状ということでご報告いただきました。いろいろ数字もお教えくださいましたので、ご質問などもおありかと思えます。

どうぞ、峯村委員さん。

峯村委員 まず、最初に介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの整備ということで、今ご説明を伺ったんですけれども、国有地または公有地を利用するというので、そういう土地利用は、賃借権というか、そういうので賄って借りるわけなんですか。

それと、ごめんなさい。まだちょっと、そして民設民営というふうな民間でやるというふうな書いてありますけれども、区とのかかわり合いはどのようなふうになっているのか。はっきり言って区民が利用するときと比較的安く利用できるのか、今までは都下とか、かなり遠いところに提携とかいろんな形で関連で出たと思いますが、こういうふうな区内にできるということは非常に近いんです。非常にありがたいなと思うんですが、区民にとってこれは非常にお安く利用できることになるのでしょうかということなんです。

橋本会長 それでは、2点ご質問がございますので……。

介護保険課長 まず、1点目の貸し付けかどうかというようなお話ですけれども、百人町四丁目につきましては、国有地を社会福祉法人邦友会に、国が売却して、法人が購入をして整備するものです。

公有地の牛込消防署跡地につきましては、東京都が事業者へ土地を貸し付けて整備するというもので、貸付料を、福祉施設を建てるということで、2分の1を減額いたします。

それで、区民に安く提供されるかどうかということですが、介護報酬については国が法令に基づいてやっております。居住費、食費等については、所得の低い方には、一定の軽減措置がございまして、金額は決まっています。課税世帯等につきましては、別途事業者が定めるようになっております。

居住費、食費については百人町四丁目でも幾らぐらいでやっていくという提案をいただいております。収支シミュレーション等から適切なものと考えております。

また、矢来町につきましては、これからプロポーザルでございますので、そういった点も含めて、東京都の方にできるだけ区民が適切な利用をできるような事業者を推薦していきたいというふうな考えております。

橋本会長 よろしいでしょうか。

峯村委員 ありがとうございます。民設民営ということであっても、今までも、かしわ苑があったと思いますが、それと同じ形で利用できるということですか。

それから、もう一点あるんですけども、こちらの資料1 - 2の方でございますけれども、経過的要介護者、これは要介護認定を待って移行していくんだと思うんですが、要介護1というのが4月から見て3月が減っているわけは、これは要介護2、3、4というふうに移行したために、要介護1が、人数が少なくなっていくわけなんですか。

それと、先ほどちょっと要介護5というのは、大体人数がそんなに変わらないわけなんですけれども、人数が計画数よりも下回るとも伺いましたけれども、実際問題として、要介護4とか5は伸びがそんなに多く出てこないということは、これは累計ですが、それは病院の方に入院するということになるんですか、実際問題として。または、自宅から消えてしまうという、死亡という形をとるんですか。そういうことはわからないですが、流れとしてちょっと知りたいなと思ったので。

橋本会長 要するに、要介護認定者の変化というのを要介護1、ごめんなさい。経過的要介護の人たちが減っていつているのは重い方に行っているのかというふうなことを言っていました。

介護保険課長 要介護1が減ってきているというのは、要するに要介護1相当の方については、介護給付ができるか、予防給付ができるかということで、先ほどの資料1 - 2の一番最後のページの要支援2と要介護1の割合ということで、18年4月1日には要介護1だったのが認定期間が切れて、次の申請のときに、また要介護1相当の認定になると、その要支援2と要介護1というふうに分かれるということで、新宿区の場合、その割合は約半々ということです。もちろん要介護1の人が軽くなったり、または重くなったりということも当然あります。

橋本会長 言いかえれば、こういうふうに言ってもいいですか。経過的要介護あるいは要介護減っているのに、要支援2がふえている。

介護保険課長 そうです。

橋本会長 そういうことですね。

介護保険課長 それと連動している内容です。18年4月で申し上げますと、要支援1と要支援2というのは、143、90という数ですけども、要介護1から要支援2、経過的要介護から要支援1の方に移るといような状況で、経過的要介護は19年3月にはまだ3名おりますけれども、これは認定期間が、最高2年ということでやっておりますので、こういう形になっているということです。

峯村委員 介護保険の伸びが顕著といいますか、非常に予想以上に多くなっているということから、この場合、やはり要支援とか要介護1のあたりでかなり絞ってというか、抑えていますよね。そういう結果もこれに出ているのかなということもちょっと含めてお尋ねしたんです。

橋本会長 今回の制度改正というのは要介護1の人と当然比較的軽い人、要支援に指定して。

介護保険課長さんはおっしゃりにくいかもしれませんので……。

ほかにはいかがでしょうか。南委員さん。

南委員 最初の特養ホームの整備についてお尋ねしたいんですが、今待機者が1,000名ぐらいというお話ですが、ここで説明されている2つの事業の運営が始まった時点では、大体待機者はどのぐらいになるのかということと、そのときの待機者について、今の時点で何か具体的な手だてなり施策をお考えなのかどうか。その2点お伺いしたいんです。

橋本会長 どうぞお願いいたします。

介護保険課長 待機者がどのぐらいになるかということについては、何とも言えないという

か、詳しくはサービス課の話なんですけれども……。

橋本会長 それでは、高齢者サービス課長さん。

高齢者サービス課長 特養ホームの待機者につきましては、例年約1,000人程度でずっと推移しております。それで、実際に入られる方については、ちょっとこれはデータが古いんですけども、平成17年の状況で見ますと、区内の特養には約60人弱の方、それから都外の方が約110人程度というような状況で新たに入られるというような状況なんです。

介護保険課長 80とかの新しい施設ができましたら、一定程度は減ると思うんですね。ただ、その後の申請がどうなるか、確かに聖母ホームができたときに、かなり減ったというのが、最近の話といえはありますが……。

橋本会長 よろしゅうございましょうか。

高齢者サービス課長 あと、待機者の現状みたいなどころのお尋ねでしょうか。

南委員 すみません。事業が始まった時点で待機者が大体どのくらいになる見込みなのかということと、そのときの見込みの数に対して何か施策なり、手立てを今の段階でお考えになっているかどうかという、その2点ですが。

介護保険課長 すみません。漏らしてしまいました。

新宿区として考えておりますのは、資料1の下に地域密着サービス、こちらは中重度になっても地域で暮らし続けることができるようなサービスとして、今回介護保険法の改正でできたサービスで、もちろん十分まだ整備がされていないところはありますけれども、こういったものに積極的に取り組みたい。

橋本会長 よろしゅうございましょうか。

それでは、いかがですか、ほかにございますか。ご質問、ご意見のある方、はい、小林委員さんどうぞ。

小林委員 小林です。確認の意味でちょっと教えていただきたいんですけど、矢来町都有地活用事業の、これは東京都の方で公募という形をとるということをお聞きしたんですけども、平成22年4月の運営開始ですと、平成22年1月、これはあくまでも逆算でやっていますけれども竣工されると。さらに逆算しますと、平成21年の1月ごろ着工しないと、1年ぐらいかかないと建物ができ上がらないと思うんです。そうしますと、事業所を公募する、5月からということなので、どうなんでしょうか、見通しとして事業者を公募することなんですけれども、あくまでも参考ですけども、どうでしょう、進捗状況……その辺ちょっと教えていただければと思います。

橋本会長 課長さん、聞き取れましたか。最後の方がちょっと小さい……。

介護保険課長 事業所が見つかるかどうか。

小林委員 ええ、そういうことです……。

介護保険課長 今まで新宿区では百人町四丁目の国有地活用事業についても恐らく全国に対して公募するという形になりますけれども、応募する事業者については、かなりあるのではないかというふうに考えております。過去の状況を見ましても、全国的に公募した場合には、かなりの事業者が応募しているという現状がありますので、それは大丈夫だと思います。

小林委員 ありがとうございます。

橋本会長 よそを見ましても、都内の事業者の応募というのは少ないですね。東京都内。介護保険では地域格差が余りなくなって、報酬格差がなくなってしまっているものですから、都内の事業者が非常に厳しく余裕がなくなりました。

でも、いずれにしても、まだ事業者の方はかなりいらっしゃいますから、どういう人が出てくるか、そしていいところが運営できるといいですよ、期待したいと思います。

お待たせしました。秋山委員、どうぞ。

秋山委員 資料1の一番下に平成19年度の課題及び今後の展開とあって、小規模多機能型居宅介護で事業者公募をしているというけれども、介護報酬額が低く、事業用物件が少ないということで、今現在1カ所のみ運用されているということですが、この小規模多機能型居宅介護は、医療のサービスがなかなか受けづらいという内容がありまして、今後は医療系のサービスとの合体というか、そういうことがないと、特に中重度の方が在宅へ戻ってくる今後の現状からすると、新宿区は中間型のそういう施設が少なく、療養型病床群も非常に遠くに出ている状況で、その人たちがもし新宿区内に戻ってくるとしたら、これはやはり医療系との、どういうふうに連携するかとか、そういうことをもう既に計画の中に修正して入れていかないと、大変な状況になるのではないかとということが予想されますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

橋本会長 課長さんちょっと簡単に、小規模多機能をご存知の方もいらっしゃるし、そうでない方もいらっしゃるかもしれませんが、そういうことを簡単にちょっとご説明くださいませんか。

介護保険課長 小規模多機能なんですけれども、18年4月の改正で新しく地域密着型サービスに位置づけられたもので、通いと、訪問と、泊まりと3つのサービスがセットになったサービスです。報酬の方は月額報酬という形になっておりまして、体のぐあいが悪くて通えないときは訪問をするか、それとか夜泊まりも別途適宜できる登録定員が25名以下ということで、小規模の中で通所したり、なじみの介護員が訪問をしたりする。

秋山委員のおっしゃるとおり、小規模多機能は会員制で、登録した場合については使えるサービスというのが少ない、使えないサービスもございますので、なかなか利用者が集まらないということもあります。

また、おっしゃられたように、中重度者というのは必ず医療的な対応が必要になりますので、そういったことは課題というふうには考えておりますけれども、具体的にまだどういふふうにしていこうかというところまでは、ちょっと。

それで、訪問看護自体を利用するということは、その場所ではできませんけれども、自宅で利用することは可能かと思えますので、そういった連携をしていくということもあるかとは思います。

橋本会長 先ほどおっしゃいました小規模多機能型の負担する、この点は特に、そこに暮らしているという方は25人以下なんですけれども、ここの人たちの中で、ごめんなさい。そのほかにショートステイの機能ですとか、要するにデイサービスの機能があって、決まっているのならごめんなさい。デイサービスの機能があって、それが25人、その中で時々ショートステイを勧める。それから自宅の中でかなり課題があったときには、センターから出向いてみましょうということですから、小規模多機能型について、昔の介護保険のサービスの中が、宅老所のイメージなんです。だから非常に安いからどんどん広げようと、報酬をたくさん払う気はないわけです。

だから、秋山委員さんがおっしゃるようなんですけれども、新宿区だけでは頑張っても頑張れない、国の制度としての問題が、今度の地域密着型のサービスとして華々しく小規模多機能を打ち出したんですけれども、これはかなり問題があると思う。特に、秋山委員さんなどはご承知のとおりで、新宿区だけでは頑張れないというサービスですね。

介護保険課長 そのような状況がある中で、事業者の方もなかなか参入に二の足を踏んでいるようなところがあります。新宿区は地価が高いとか、そういったことも相当ありますけれども、ただ効果としては、ある意味在宅で暮らしていくためには有効なサービスというふうに私どもは位置づけて、積極的に整備していきたいというふうに考えています。

橋本会長 よろしいですか。

それでは、もっとご意見があるかもしれませんが、次に移りたいと思います。

今度は、高齢者サービス課長さんから同じように、重点的取組みについての現状をご報告ください。よろしくをお願いします。

高齢者サービス課長 それでは、続きまして資料2に基づきましてご報告をさせていただきたいと思います。

まず、高齢者サービス課の方といたしましては、今回この高齢者保険福祉計画、重点的な取組みとしては6項目掲げました。その中で1つ、総合的介護予防システムの構築というような項目がございます。さらに、その具体策として、やはり6項目の取組み内容をお示ししておりますけれども、その中から資料2にありますように、特定高齢者の把握事業と、あと介護予防教室事業と、こちらについての18年度の状況ということで報告させていただきたいと思います。

まず、事業内容的に特定高齢者把握事業でございます。内容としては、これは新しい仕組みとして出てきたものでございますが、基本健康診査と同時に実施する生活機能評価の結果をもとに、要支援・要介護状態に移行する可能性の高い高齢者、こういった高齢者を把握して、こういった高齢者に対して介護予防の取組みをしていこうというような形のものであります。いわゆる従前は要支援・要介護という2つの分類だけでしたけれども、さらに特定高齢者という、そこに要支援・要介護に行く一歩手前の段階、こういった段階の区分ということで、そこに該当する高齢者の方を把握しようというような取組みでございます。

取組みの現状でございますが、平成19年3月末時点で596名、男性の方が162名、女性が434名というような形での特定高齢者の把握ということになりました。実際に新宿区内の高齢者の人口といたしましては、4月1日現在ですが5万6,023人、こういった状況の中で出現率としてはおおむね1.06%というような結果でございました。

ちなみに、東京都が示した、これは昨年の11月末時点での状況ですが、東京都全体では出現率0.41%というような数字でございました。

当初、新宿区の方は、計画においては18年度は1%、19年4%、20年で5%と、国が言っている5%には20年度に達成するような段階的な取組みをしようということで計画しておりました。

そういった点からいくと、18年度については1%を超えたというような状況で、何分特定高齢者の基準については、昨今新聞報道等で皆様方もご案内のとおり、非常に厳しいというような状況の中で、何とか1%は達成できたというような状況でございます。

ところが、さて19年度の課題というところに移ります。もう19年度につきましては、今度は4%の高齢者を対象とするということで、非常にこれは困難が予想されておりました。

ところが、厚生労働省の方がこの4月1日から基準を緩和するというようなところがございまして、そのあたりから今年度、ぜひこの4%の目標を目指そうということとともに、18年度以上に基本健康診査の未受診者に対しても基本チェックリストを実施して、潜在的な特定高齢者の把握に努めていこうということで考えております。

それから、2つ目でございますが、介護予防教室事業でございます。こういった形で把握された特定高齢者につきましては、いわゆる介護保険でのサービスで通所介護とかございますが、そういったものとはまた別の形で、地域支援事業の介護予防教室というのがあります。特定高齢者の方々がそういった教育に参加するには、やはりプランというものを作成して、その上で参加というような手続が必要になりますが、そういった手続を経た上で、この介護予防教室というのに参加していただくというような形で、取組みの状況の欄にございますけれども、新宿区では18年度、都内12カ所で464人の定員で、こちらにお示しのようなメニューでの介護予防教室というようなものを実施いたしました。

実際には、延べの参加者でいきますと3,000人を超えております。ただ、実際には実人数でいきますと143名の方たちというような形になっておりまして、さらに効果という点につきますと、要支援、要介護状態に移行した方々の防止率といいますが、94.4%、実際に要支援、要介護等に移行したのは143名中8名の方だったというような状況がございます。

また、要介護状態に特定高齢者の段階から一気に移行したというのは、やはり例えば脳梗塞であるとか、こういった病気がその期間中に多くあったというところから認定を受けたというような状況でございます。

さて、あとこの事業についての課題ということでございますが、やはり特定高齢者の把握、先ほどと同様に4%ということでふえますので、対象者がふえますということから、介護予防教室の定員についても、19年度は1,000名を超える定員ということで、場所的にも都内17カ所ということを用意しております。こういったところへ、ぜひ多くの高齢者の方々に参加していただきたいというのが課題ということです。

先ほどの1点目とあわせてみますと、特定高齢者を596名把握、そしてその中から実際に教室に参加される方というのは143名ということですので、そのあたり一つの課題として受けとめ、特定高齢者となった方々の皆さんが介護予防教室へつながっていただくように取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、続きまして1枚資料をおめくりいただきまして、これは今ご報告させていただいた内容と若干重複する部分がございますので、ポイントだけご紹介させていただきたいと思っております。

この中で、介護予防一般高齢者施策というものがございます。この資料の下の方に、いわゆる先ほど要介護、要支援、特定高齢者というふうに3分類できたと申しましたけれども、さらにそれ以外の、いわば元気な方といいますが、こういう高齢者の方々に対しても、この一般高齢者施策という言葉でここにお示しさせていただいているように、介護予防の大切さをお話するような説明会であったり、講演会、また保健参加等でも若返り講座、こういったものを実施するとともに、昨年は東京都老人総合研究所と共催ということで、「介護予防大作戦」というものを、この区役所の近くのハイジアというところで実施いたしました。大久保病院と出ていますけれども、あちらの方で共催の形でこういう取り組みをして、これについては東京都内各自治会の方からさまざまな参加者が見えられたというような状況がございました。

また、介護予防というのは、どうしても継続というのが一番大事なことでございます。そういったところから、地域介護予防活動支援事業ということで、実際に例えば介護予防教室3カ月なり4カ月のコースですので、これが終わった後、自主的に活動していただくというのが一番大事なことかと思っておりますけれども、こういう活動グループに対する支援というようなものも行ったというような状況でございます。

以上で終わります。

橋本会長 ありがとうございます。

では、どうぞ、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

はい、どうぞ秋山委員さん。

秋山委員 今の若返り施策というのが一つ、もちろん合理的にというのがあるんですけども、この高齢者の保健福祉計画、第3期介護保険事業計画の中に、図があって……

橋本会長 何ページでしょう。

秋山委員 1、2という前の、表紙の次の基本理念及び目標ですけれども、高齢者を支える仕組みとして、元気な高齢者をよりこの状態にし、要介護状態になるのを防ぐという意味で、一般高齢者も、特定高齢者も要介護にならないようにするという、今の施策だと思ふん

ですけれども、その啓蒙活動の中に生き生きと暮らし続けて、最終的には本当に地元で安らかに亡くなっていくというか、そういうもう一つの柱が、実は啓蒙活動の中にないと、いけないのではないかと常に考えていますので、これは全くの提案ですけれども、今後はここに住みなれた地域で最後まで暮らし続け亡くなっていくというか、その言葉を選ばないといけないんですけれども、生き生きと暮らしながら最期にどう亡くなっていくかというあたりを、ぜひ今後は入れて、そういう元気なうちからそういうことも考えていただけるような講座なりを、ぜひ企画していただきたいというふうに思います。

橋本会長 今のご意見は、実は後ほどご提案申し上げたいと思っておりますけれども、この見直しをしなきゃいけないわけです。この見直しのための委員をどうするかということをお諮りするんですけれども、その見直しのときに、この中身、今、秋山委員がおっしゃいましたように、このまちで健やかに旅立っていくというようなことを文言として入れておくべきだろうというふうにおっしゃった。これは、ですから記録に残していただいて、見直しのときに参考にさせていただくことでいかがでしょうか。

最後におっしゃったのは、そのことについてどう考えていらっしゃるのかということの2つになっているんですか。

秋山委員 それもなんですけれども、介護予防のためにさまざまな高齢者施策の中で教室を開きますよね。その中にそういう内容も含んだ、ぜひ啓蒙活動というか、そういうことも入れていっていただきたいなと要望として.....。

橋本会長 高齢者サービス課長さん、ご要望として入れておいていただきたい。

和気委員 介護予防の件についてお伺いしたいんですけれども、特定高齢者が596名来られた中で、教室等に参加された方が143名と比較的少なかった点、それが課題だというふうにおっしゃられましたけれども、参加されない理由等について、区の方で把握をしておられたら、その辺ちょっとお聞かせいただきたいのと、あと、その参加された方については、要支援、要介護への移行防止というのが94%と非常に高かったということなんですが、逆に参加されなかった方の防止率みたいなものはおられる資料がありましたら、それについてもあわせてお聞かせいただければと思います。

橋本会長 では、お願いいたします。どうぞ。

高齢者サービス課長 まず、こちらの方の参加しない理由というのですが、実際にこういう特定高齢者の方々が決定をしますと、私どもの方も、例えば電話であるとかいろいろな形でアプローチはしてまいりました。ところが、いろいろな事情がございまして、例えばこれは孫の面倒で忙しいからとか、いわゆる日常的な生活でしょうか、それから、あとはその必要性が、まだまだ大丈夫だとか、そういうことで今度にしますというようこともあったかと思えます。そういったところから、実際に教室参加も上がらなかったというような状況がございました。

あと、実際につながらなかった方々が、その後どうなったかという点になりますと、その後は、私どもの方では追いかけていけないというところではございません。

橋本会長 よろしいですか。

和気委員 特に引きこもり傾向のある方ですとか、なかなかちょっとお誘いしたぐらいでは参加されないという方も少なくないと聞いておまして、そういう方にいかに働きかけていくかというのが今後の課題なのかということと、データ的に参加しないとこれだけ要介護度が進みますよというような説得力のあるデータがあれば、またちょっと違うのかなという気もしまして、今後機会があれば、そういういった追跡的な調査というか、そういうものの把握も進めていただければと思います。

橋本会長 どうぞ。

高齢者サービス課長 まさに委員のおっしゃるとおりの形ですので、引き続いてのアプローチというのはやっていきたいというふうに思います。

また、今引きこもりというなお話もございました。実際にこの596名という方は、例えば区の基本健康診査等に出てきて、その結果の方たちです。ですから、当然もっと引きこもっている方については、そういった場にも出てこないというような方々に対してどうアプローチしていくかというような課題もあるかと思いますので、これは引き続きの検討ですので、一生懸命取り組んでいきたいというふうに思います。

橋本会長 よろしいですか。今のことに関連して私も質問させていただきたいんですけども、143人の方が参加なさって、そして要支援や要介護へ移行しなかった人はその中の94.4%、残念ながら機能が落ちた人が今度は6%いらっちゃったということなんですけれども、要支援や要介護へ移行した人は、どういう方なんです。参加したけれどもやっぱり機能は残念ながら落ちていくという方、もしわかれれば……。

高齢者サービス課長 実際には、要支援にいかれた方が4名で、要介護が4名ということで、要介護にいかれた方の中で、要介護5というようなところにいかれた方は、先ほどもちょっと申しましたけれども、脳梗塞を起こされて、それで認定結果としてはそういうふうになったというような方でございます。

あと、要支援の方々については、実際どうなんでしょうか。介護予防教室には参加したけどその状況ということで、なかなか取り組むことができなかったということかと思しますので、そのあたりは今回のこの仕組みの中でも効果をきちんと把握しなさいというのがありますので、そういった中で次へ生かしてしていくような形でデータを取るなり研究していきたいと思っています。

橋本会長 どうぞよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。はい。

斉藤委員 地域包括の方で実際に特定高齢者の方の相談に乗ったりですとか、プランの方を立てさせていただいているんですけども、私が担当している地域が戸塚の地域というところでして、どうしても教室がなかなか通える範囲にないもので、交通機関を使って行かなければならなかったり、あとは交通機関もうまくないので通いたいという方がどうしても通えないようなところがあります。そういったところでも、交通機関がないので行かれないとなってしまうと、そこでどうしても教室まで結びつかない場合があるんです。今年度教室もふえておりますけれども、そういった、もう少し通いやすい教室をより身近なところにふやす以外にも、何かしら工夫のようなものがあるのか、あるのでしたら教えていただければと思って……

橋本会長 今、斉藤委員さんのご提案ですけども、いかがでしょう。

高齢者サービス課長 区の方も、18年度12カ所、19年度17カ所、それで20年度は19カ所と場所はふやしているわけですけども、どうしても今、委員ご指摘のような形の、その方がお住まいの場所によってはなかなかちょっと通い切れない。

また、同じメニューをすべての場所でやっているわけではありませんから、介護予防教室に行くには、やっぱりちょっと遠いとかということはあるかと思います。このあたりはおっしゃるとおりの形でございますので、課題として、少しでも通いやすいような環境整備という面から考えていきたいというふうには思っています。

また、そういった面で、例えば地域包括等の皆さんとの連携というような趣旨から、例えばこういった場所でやってもらえるといいとか、具体的な場所、どこがいいか、そういったことも含めて、まさにそれぞれの地域、今回、地域包括支援センターが9カ所地域の中にはございますが、直営が1カ所ですけども、計10カ所ありますので、そういった中でそれぞ

れ地域の情報というのを集めていると思いますので、そういった情報などもいただきながら、新しい場所の選定の参考ということでやっていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

橋本会長 斉藤委員さんに聞きますけれども、地域包括支援センターの連絡会みたいなものはでき上がっているのですか。

斉藤委員 連絡会は月に1回ございますので、区の方でやっていただいています。

橋本会長 区の方にも参加してくださっているんですか。そうするとご意見をおまとめになって、ご意見が出てくれば区でも聞いていてくださるし、それから困って、ご意見をおまとめになって、こういう意見が出ているから対策を、こういうのが欲しいということは環境が整っているということですか。

斉藤委員 年間を通して、予防係さんの方でも常に意見を聞いてくださいますので、よく話し合いはできるんですけれども、よく通えないねっていうのが、路線図を幾ら見ても、バス路線図を幾ら考えても、やっぱり通えないところには通えなかつたりすると、そこでじゃあってあきらめてしまわれる方もいらっしゃいますし、より近くで何か教室とは違う形で、違うものをご案内したりとかは差し上げるんですけれども、やはりこの教室がいい内容ですので、ぜひやっていただきたいと思っておりますので、より通しやすい方法があればと思っております。

橋本会長 ぜひ、ご検討をお願いいたします。

斉藤委員 ありがとうございます。

橋本会長 ほかにいかがでしょうか。

小林委員さん、何かご意見がありそうな雰囲気ですからどうぞ。

小林委員 それはそうなんですけれども、私もこれは前に資料が来ましたので読ませてもらいまして、今までの教室に参加した人をコーディネーター役として活躍できる役割を担っていただければなんて思っておりましたら、介護予防の一般高齢者施策の地域介護予防活動支援事業のところで、そういう方を統括した形で教室卒業生による自主活動の支援を行ったというのが出ておりました。新宿区の場合、費用負担も発生すると思いますから、参加者の方にお弁当代とか交通費ということじゃなくても、幾らか補助というんでしょうか、金額は幾らが適当かわかりませんが、例えば500円にしても相当な人数なので、相当持ち出しが多いのではないかと思うんですけれども、私もいろいろなこういう教室などに参加しますと、全く手弁当での参加というのが非常に多いものですから、せめてこういうせっかく卒業した方をコーディネーターとして、本当に活躍していただけるということで、何がしかの補助というんでしょうか、こういうことについては、どういうふうを考えていらっしゃるのか、参考までに教えていただきたいと思えます。

橋本会長 いかがですか、課長、どうぞ。

高齢者サービス課長 今、委員おっしゃられたように、確かに自主活動への支援というのは非常に大事なことだというふうな認識はしております。

そういった中で、新宿区では生き生きふれあいサロンというような、そういう仕組みもございまして、そういったときに、設立等でいろいろ経費がかかるとか、そういった際にそういったところへの補助というような仕組みもございます。

また、それ以外に、例えば場の提供みたいな形で、確かに地域センター等ですと、やはり実際には有料といいますか、そういった部分もありますけれども、ここにあるような清風園、いきがい館等については、支障のない範囲で無料で実際にやっていただいております。この自主活動グループについても、清風園で以前教室に参加されていた方が自主的な活動に移って、清風園の仲間たちというような、そんなタイトルをつけて実際にここで活動をされてい

るといようなこともあり、場の提供みたいな形でさせていただいているという形です。

いずれにいたしましても、どういう形というのは、今後このあたりは非常に充実していく必要があるだろうという認識は十分ございますので、検討していきたいというふうを考えております。

橋本会長 ただいまのご回答というのは、要するに個人に対するものは考えていない。場だとか、活動そのものに対する助成というのは、必要に応じて考えておりますということですよ。

高齢者サービス課長 個人個人の方に対して、例えばお金を幾らという形では、やはり難しい面はあると、グループとしての活動がきちんとできるように、そういう面で支援をするということを考えています。

橋本会長 よろしいですか。

どうぞ。

峯村委員 今のお話で、先日5月12日の新聞に出ていましたように、介護に携わった人にポイント制として残して、自分が同じように介護を受けたときにそれが使えるという、今までもありましたね。そういうことがちょっと出ていたということだけで、まだまだ進んでいないというのが、稲城市ではそれを昨年からちょっと始めたということですがけれども、全部のものでやっとこの辺がちょっとやり始めたけれども、実際には自分がお手伝いをして、その費用をポイントとして残して自分が受けるというだけで、今言った費用として補助をもらうという形には、全然まだ進んでいないという感じです。

橋本会長 今、峯村さんがご説明くださいましたのは、新聞でごらんになった方もあろうかと思えます。稲城ですとか、千代田区もやったんですかね。要するにボランティア活動をした人に関しては保険料を多少安くするというのも考える、あるいはそうでない場合には、実際にサービスを利用するときの利用料で考えていこうというようなことで、厚生省はこれを取り入れていこうかと考えているというような、かなり積極的な書き方になっていますが、そういうことですか。新宿区も前にお考えになられたかと思えますけれども、それは何か介護保険課とか.....。

介護保険課長 新聞報道等もありますけれども、国の方からそのことについての、通知も5月始めに来ております。介護のボランティアをした方について、ポイントをため介護保険料を納めたり、利用料を払ったりできるというような事業です。国はこれを地域支援事業としてやってもいいですよというようなつくりになっておりますが、詳細についてはまだ明らかではありません。今年度、稲城市はモデル事業という形で実施すると聞いておりますが特区として申請をされて、国も認めたという形です。各自治体については、平成20年度からやるかやらないかというようなこともあろうかと思えますけれども、いろいろさまざまな状況があり、どういうものを対象にするかとか、さまざまな課題もありますし、検討していく必要があると考えております。

橋本会長 新聞報道で見ますと、そういう活動が、活動そのものが介護予防になっていくだろうというような期待を込めて制度化しようという形ですね。

今の全体の機運としては、活動することに対して補助的な支援をしようという考え方です。

ほかにはいかがでございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次へ進めさせていただきます。

次は、健康いきがい課長さんから、同じように重点的な取組みの現状について、ご報告いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

健康いきがい課長 それでは、健康いきがい課の方からご説明を申し上げます。

4つの施策、いろいろやっておるわけでございます、この中から13事業を説明させてい

たきます。

まず、1つ目が生涯学習・スポーツ活動といきがいづくりの支援という施策に関しまして、まず、1つ目がいきいき福祉大作戦ということで、事業の内容は、元気な高齢者が気軽に社会参加のきっかけづくりができるようにという形で、いろいろやっているところでございます。

マイスター制度の登録は、楽器とか、昔話とか、そういった特技のある高齢者の方に協力していただいて、ボランティアのお祭りとか、健康教室に参加していただくと。それから、いきいきパスポートというのは、講座を一定の100時間を達成していただければ表彰状みたいなものをお出しすると。それから、携帯電話教室、これはNPO法人との協働でやっておりまして、年間3回実施しております180名の参加を得ていると。同じく美容専門学校と協働いたしまして、メイクアップ教室を実施しているところでございます。

課題といたしましては、課題というか今後の展開といたしましては、このようなNPO法人との協働をもっと進めていければなというのと、生涯学習財団と同じようなこともやっていますので、それとの連携統合も必要なのかなというふうに思っているところでございます。

2つ目が、いきいきウオーク新宿ということで、ウオーキングを通じて高齢者の健康づくりを推進していくということで、大体今月1回やっておりまして、1回60名から70名の参加をいただいているところでございます。今後は、ウオーキングコースを当面2コース区内に設置して、何メートル歩いたら表彰してあげるような形を考えております。

また、公園に健康づくりに役立つの低い負荷の遊具を設置して、「いきいきパーク」ということで整備することも今後展開していきたいというふうに思っているところでございます。

次のページにいきまして、3つ目でございますけれども、高齢者福祉施設の活用ということで、区には、ことぶき館と高齢者いきいの家というのがございまして、ことぶき館は21館ございます。高齢者の閉じこもりとか、社会参加を促す役割を担っておるわけでございますけれども、利用数につきましては、ここに取り組み状況に書いてあるところでございます。団体利用は増加傾向にあるんですけども、個人利用が減少傾向にありますので、その辺も考えて、ことぶき館のあり方をこれから、あり方はまとめたところなんですけれども、今後の展開としましては、この報告書に基づきまして地域住民との交流を図っていきたいというふうに思っているところでございます。

また、老朽化した施設については、順次整備をしていく必要があるというふうに思っているところでございます。

それから、次がふれあい・いきいきサロン、先ほどサービス課長からお話がありましたけれども、高齢者の閉じこもり防止につながるものとして展開しているところでございます。子育てサロンということで、子育ての部分もあるんですけども、現在18年度末で37ございます。

課題といたしましては、もう少しふやしていきたいというふうに思っていて、周知広報活動を充実していきたいというふうに思っているところでございます。

次のページへいきまして、民間カルチャースクール等との連携ということで、区内のカルチャーセンター、これは、今のところ取り組み状況にあるとおり、朝日カルチャーセンターだけなんですけれども入会金免除でやっているところでございます。これにつきましても、今後、ちょっと利用者が少ないという状況ですので、ふえるように考えていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、次に生涯学習情報の提供と学習相談ということで、これは生涯学習財団で行っているものでございますけれども、人材バンクに能力・知識、技術等を登録している方を、先ほどのマイスターと同じなんですけれども、その方たちに活躍していただくということで、

数字的にはマイスターよりも数段大きい数字ですので、これらと連携しながら、先ほどのマイスター制度もやっていきたいというふうに思っております。

次に、高齢者教養講座、これも生涯学習財団でやっているところでございますけれども、内容的には昔やっておりました高齢者大学の卒業生で構成される運営団体に委託して、年間を通してやっています。運営団体は20団体ということでございますけれども、団塊の世代を見越して運営団体の会員増強を図ることが今後の展開ということでございます。

次のページへいきまして、2つ目の施策でございますけれども、多様な地域活動への参加支援ということで、シニア活動事業助成、先ほどお金のなものであるということがございましたけれども、これは半数以上が55歳以上の区民の方が、高齢者以外の方を対象にして社会貢献活動をしていただくことに30万円を限度として助成するというものでございます。18年度は、助成団体は5団体、合計は51万円ということで、ちょっと上限1個体30万円、150万円になるということなんですけれども、なかなかこの制度に合ったものがなかったということで、ちょっと少な目になっているところでございます。

今後は、もう一つやっております高齢者福祉活動基金というものの中で実施していくという予定になっているところでございます。

次が、ボランティアセンターによる支援事業の活用ということで、社会福祉協議会でやっているものでございますけれども、ボランティアの相談・情報提供、収集・活動拠点の提供ということでございます。5カ所のボランティアコーナーで6,000件の相談がございます。今後は、なお充実を図っていくというところでございます。

それから、次に高齢者の社会参加システムの構築ということで、17年度から協議会を設けて、これからの団塊の世代が地域に戻ってくることを見越して、どういったシステムをつくらなければならないかということを検討いたしまして、その報告が18年度にまとまったというところでございます。19年度、先になりますけれども、今後の展開としましては、モデル事業をやっているところでございます。

ですから、取り組み状況としましては、昨年の10月に報告書をまとめたというところでございます。

それから、次に施策の3番目、地域福祉活動の参加と支援ということで、ふれあいのまちづくり事業助成、これは社会福祉協議会でやっているものでございますけれども、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりを目指して、区民が自主的に参加し、共有する問題の解決に向けて支え合い、助け合い活動に対しての経費を一部助成するというもので、11団体、140万円を助成したところでございます。

課題といたしましては、周知、あるいは利用者の増を図るというものでございます。

それから、最後の施策ですけれども、高齢者の就業支援ということで、1つ目がシルバー人材センターへの支援ということでございます。シルバー人材センター、取り組み状況に書いてありますけれども、会員数が1,746人ということで、なかなか伸び悩んでいるところでございますけれども、これからも活発にふやしていきたい。受託件数はふえているところなんですけれども、ちょっと会員数がふえないというのが悩みでして、19年度の今後の展開でも会員の増加が課題になっているところでございます。

次のページで、最後になりますけれども、新宿わくワーク、高齢者就業支援事業の実施・運営助成ということで、これも社会福祉協議会の方で無料の職業紹介所を開設してやっているところでございます。おおむね55歳以上の区民を対象に、就業相談、職業紹介をやっているところでございます。

取り組み状況ですけれども、年2回合同就職面接会を実施するほか、キャリアカウンセラーによる再就職支援活動を行っているところでございます。数字的には、ここに書いてある

ところでございます。

今後の展開としましては、就職率は61%と好調ですけれども、独自開拓求人数の割合が16%であり、今後この割合を引き上げていきたいということが課題になっているというところでございます。

以上でございます。

橋本会長 ありがとうございます。

健康いきがいを通じた活動を、こんなふうにまとめていただきますと、こんなにいろいろなものやっという印象を私は受けました。ありがとうございます。

どうぞ、ご意見やご質問がございましたら……。

浦委員 ちょっとお尋ねしますけれども、マイスター制度に登録されている方が64名いらっしゃるということで、この64名の方はどんな種目で登録されていますでしょうか。

健康いきがい課長 種目は、民話、戦争体験、まちの歴史というようなお話関係と、ハーモニカ、ギター、尺八、大正琴、カラオケ等の楽器、歌関係、それから手品、囲碁、将棋、踊り、茶道、語学、こんなような種目がございます。

浦委員 体を動かすようなスポーツは、では余りないんですね。お聞きしていますと。

健康いきがい課長 今、挙げた中では踊りぐらいがそれに該当するのかなというふうに思っております。

浦委員 ああそうですか、ありがとう。私の認識不足かもわかりませんが、マイスター制度というから、何かスポーツも入っているのかなという感じがしたものでお聞きしたんですけれども意外でした。もう少し体を動かすような、例えば水泳のマイスターとか、快走とかいろいろスポーツはあるんですが、高齢者向けの軽スポーツですか、そういう経験者がかなりいらっしゃると思うんですけれども、そのような方を採用されてはいかがでしょうか。

橋本会長 はい、どうぞ。

健康いきがい課長 マイスター制度は、高齢者自身のマイスターということでやっております。こちらで説明いたしました生涯学習情報の提供と学習相談という、生涯学習財団の方でやっているもので、スポーツがございます。これは高齢者が担うということではなくて全年齢でございますので、この中にはスポーツ関係が267名登録しているというところでございます。

浦委員 いいですか。

橋本会長 どうぞ。

浦委員 今、ここに書かれている64名というのは、高齢者の方が64名と、そういうことですか。

健康いきがい課長 はい。

橋本会長 よろしいですか。今、浦委員さんがおっしゃっておられるマイスターの中にも、例えば高齢者の水泳の指導とか、体を使うようなそういうマイスターについてもいいんじゃないかと、その辺を意識してまた情報を、こういう相談を、できるものならばお考えいただければということでもよろしゅうございますか。

浦委員 はい。

橋本会長 それでは、どうぞほかにご質問、ご意見がございましたら。はい、どうぞ。

秋山委員 資料3の1枚目の裏に、ことぶき館の老朽化した施設について、建てかえはなかなかお金がかかるので、せめて、例えばアプローチのところに階段があったり、結構バリアフリーとはちょっと違うというか、2階なんだけれども階段で上がらなければいけないとか、結構そういうところがありまして、やはり元気な方の集まる場所なんですけれども、その辺で、階段があるのでひざがやっぱりちょっと痛んでいて行きにくくなったとか、そういう

ことが結構ありますので、その辺についての全体見直しとかは、計画をするように……。
健康いきがい課長 おっしゃるとおり、今、ことぶき館でエレベーターがついているのは、たしか3館ぐらいございますけれども、それ以外についてはエレベーターがなくて、バリアフリーになっていないということでございます。

そういう中で、一遍にはできないところがございますけれども、一応全体的に検討を進めているところございまして、すぐにできるかどうかはわかりませんが、順次バリアフリー化を図っていくように計画をしていきたいというふうに思っているところでございます。

橋本会長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。この辺は民生委員の代表の菊地委員さんなんか、何かご意見ございませんか。

菊地委員 それでは、前のことになって申しわけないんですけども、ちょっと要望だけ申し上げておきます。

特養の件は、落合の80名は本当に大ヒットだと思うんですね。その後、要するに市谷の方で計画したものがつぶされたということで、やっぱり周りの関係というものは非常に難しいと思うんですけども、百人町はちょっと特殊な場所ですから、あそこは特養には問題ないとしても、矢来町でそういうことのないように、またそういうような場所が大いに、利用物件は少ないと思いますけれども、よく探してまた特養を、新宿区内にふやしていただけるように要望しておきます。

それと、高齢者サービス課長さん、きのうお目にかかったばかりですけども、老人の、いわゆる住民票による把握だけではどうしても本当の姿はつかめないと思いますので、やはりそういった面におきましても、民生委員というのは、個人情報保護法の16条の2は該当する立場であると思うんです。ですから、その辺のところをよくもう一度検討されて、6月にやることについても、またよりよい方向でお考えいただきたいと思うんです。

そうしますと、我々の協力によってかなりいろいろな高齢者の実態というものがわかりますと、単に、私もいつこの特定高齢者に一歩足を踏み入れるかわからないんですけども、そういうような把握というものが進むのではないかと、このように思っておりますので、高齢者サービス課長さん、よろしくお願いいたしたいと思います。

それから、健康いきがい課さんの方にお願したいことは、高齢者にとってウォーキングというのはすごくいいと思うんです。だから、私が新宿区保健福祉協会にはもう初めからずっと参加しておりますが、私の場合は、はっきり言って毎日1万歩以上間違いなく歩いておりますので、ちょっとこのウォーキング協会の8キロでは物足りないんですけども、でも、それでもいろいろ歩いてみますと、一番感じるのがトイレの少なさです。それから汚いということ。ですから、これは都の問題にもなってくると思うんですけども、区の管理しているような公園では、もっとトイレの充実ということをお考えいただきたいと思うんです。そうしませんと、このウォーキングはある程度もう頭打ちになっちゃうのではないかなというように考えております。

いずれにしても、自分が歩いてみて、歩くということがいかに介護予防につながるかということをつくづく感じておりますので、それをひとつよろしくお願いいいたします。

以上です。

橋本会長 ありがとうございます。

では、今のことにつきましては、介護保険課長さん、いいですか。

それじゃ一つ求めている特養の建設については、矢来町についてははっきりやってください。要するに、地域の方々の反対もあるかもしれないけれども、計画的に推進してください

ということでした。

何か課長さんありますか。

介護保険課長 3月31日に地域説明会が終わりまして、特養の建設についてはおおむね賛成をいただきました。ただし、その中にはいろいろなご注文があって、できるだけ区としても要望を聞きながら進めていくということで対応してまいります。

橋本会長 よろしくお願いいたします。

それから、2つ目におっしゃいましたのは、特定高齢者の把握に関連してでしょうか、民生委員さんが個人情報の、ちょっとよく私、新宿区の個人情報の状況はよくわかりませんが…。

菊地委員 この前も私この会で申し上げたことがあるんですが、要するに個人情報保護法を余りにも厳しく解釈しているのかどうか知りませんが、区の方で民生委員という立場を理解していないように思えるんです。ですから、それを以前から私が申し上げて、もっとそういった意味でうまく活用すれば、こんな便利な人間が290人もいるんですから、ないと思うんです。

ですから、これを前に、要するにこういった個人情報保護法というものが無い時代には、新宿区においてはかなり高齢者の把握というものは進んでいたんです。しかも調査というものもやっている。それで、だからそういうものができないだろうかということで、個人情報保護法案を読んでみますと、第16条にちゃんと協力員については本人の了解がなくても調査できるんだという項目があるわけです。

ですから、その辺のところの解釈をきちっとすれば、もっと高齢者の把握というものができれば、いわゆる孤独死の問題にも関連して、私は百人町の自治会長さんと、この件についてはもうずっと地元の会合で話し合いをしていて、やっぱりその辺のところの情報がないと、やはり以前なかった新宿でも3カ月も孤独死が放置されていたというような現実があるわけですから、以前は新宿区ではなかったと思うんです。

ですから、そういうようなものを含めて、やっぱり区の方で必要な部分については、やはりきちっと把握しておかないと、この問題は解決しない。介護保険だけでヘルパーさんが行くとか、あるいは社会福祉協議会の見守り協力員が1万2,000人というんですか、75歳以上の人がいる中で、見守り協力員がやっている数というのは、わずか500なんです。そうすると、それでは見守りになってないわけです。

ですから、本当の見守りというものは一体何なのかということをよく把握していくには、やはり区の方でそういったものが把握できるような調査というものはやらないといけないと、今まで平成15年で結局やめちゃっていたわけですから、それまではやっていたわけですから、それができない環境なのかということ、実際は法律的にいつでもできる環境なわけですから、その辺のところをよく考えて推進していただければいいのではないかなと、そのように考えております。

橋本会長 ありがたいお話でございます。

よくほかの近所で言われます。介護保険になってから居宅介護支援事業所ができたり、要するにケアマネジャーが登場してきて民生委員さんの出番が少なくなるというか、ケアマネジャーがもう少し民生委員さんに相談してくれるといいんだけどという話を私もよく聞いて、今菊地委員さんのご意見というのは、積極的に協力するんだから、もっと遠慮しないで声をかけていいよということを書いてくださった。ありがたいお話でございますけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

高齢者サービス課長 今、会長がまとめていただきましたけれども、いわゆる行政が持っている個人情報を外に提供する際のいろいろな仕組みというのがこの間変わってきたというこ

と。新たに出てきたということ。

そういった中で、どうやって、例えば民生委員さん方、また地域の方々と行政が連携して取り組んでいったというようなところであれば、私どもの方も、やはり地域の見守り体制の充実というのは今まで以上に充実して、仕切れるものでもないと思います。このあたりについては、私どもの方も民生委員さん方とも連携しながら、ぜひ取り組んでいきたい。

これから、そういった面で今委員さんからもご発言というのは、非常に私どもありがたくちょうだいいたします。そういった意味で、ぜひご協力をいただいて、一緒に地域の見守り体制の充実というようなものを目指して、私どもの方もやっていきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

菊地委員 こちらこそ。

橋本会長 どうぞ、よろしく願いいたします。ありがたいお言葉でございました。

それから、最後のお話は、健康いきが活動に関連して、ウォーキングするのに、トイレが足りない、トイレが汚い、これは私も取り組み、それはそうかもしれないと思いますけれども、その辺はいかがでございましょうか。

健康いきが課長 ウォーキングだけではないと思うんですけれども、そういうふうな視点も入れて、所管の、多分土木課だと思うんですけれども、その辺と連携してウォーキングがしやすいような形に持っていけるように協議をしたいというふうに思っております。

菊地委員 例えば、区の公園でも簡易トイレというところがあるんです。あれはちゃんとしたトイレにしてもらいたい。簡易トイレだけはやめてもらいたい。ということです。

橋本会長 お金のかかる仕事ですし、これも健康いきが課長さんだけでできることではなくて、もっと区の担当部局がございましょうから、ただ、こういうのを新宿区はしっかりやっているというようなことができれば素晴らしいことですよね。

ぜひ、区長さんのお耳に入れていただいて、来年度予算編成のときには何か、そういうところはやっぱり民生委員さんのご提案で、住みやすいきれいなまちになっていくというのはいいことですので、ぜひご意見をご検討いただければと思います。

健康いきが課長 そういうことで、所管の部署と相談の上、これは全然できないところもあるんですけれども、積極的に今後意見を言っていきたいというふうに思っているところでございます。

橋本会長 よろしく願いいたします。簡単には実現できないところもございましょうけれどもできるだけよろしく願いします。

峯村委員 高齢者福祉施設の活用というところで、先ほどお話が出ていたので、ちょっとついでに言わせていただきたいんですけれども、私は高田馬場第二のことぶき館に毎月1回俳句の会で行っているんですけれども、確かに高齢者の方たちでやっているんですけれども、畳の部屋なんですよ。畳、年寄りには畳と座布団があればいいというふうに思っているのかもしれないけれども、現実にはもう足が痛い、腰が痛いということで、変な話ですけども、座布団3枚重ねて足を伸ばしてという方の方が半分なんです。そして、施設がいすであつたらもっと楽なのにね、もう2時間ぐらいずっといろいろなそういう勉強会もやっているんですけれども、畳は辛いわよねっておっしゃるんです。この現実をどのくらい把握しているのか。実際に私は前から使わせてもらっているのです。それは本当に現実問題、そしていす席のところをふやして、老人は畳じゃないんですよ。いす席が楽なんですよ。その辺をちょっと一言言っておきます。

橋本会長 これもやっぱりお金がかかる話ですけども、ご認識としていかがでございましょうか。何かちょっとお答えになられることがございますか。

健康いきがい課長 その件については、こちら也十分に認識しているところでございます。今、高田馬場第一ことぶき館におきましては、建てかえをしております、そのような認識で、和室等は極力なくすような形で考えてございます。ただ、和室も、住民の方のご意見で、少しはあった方がいいという形でちょびっと残ってはいるんですけれども、基本的には全部いすというような感じで構想しているところでございます。

ただ、それ以外の、高田馬場第二も含めて、ほかの館につきましては、先ほども申し上げましたとおり、一遍にやるということはなかなかできないんですけれども、順次やっていく中で高田馬場の第一のように、極力和室等がないような形で今後は考えていかなければならないのかなというふうに検討しているところでございます。

橋本会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにどうぞ。

細田委員 ことしの初めに、健康部高齢者サービス課のお話をちょうだいいたしまして、私がやっているグループのサービスのところに来ていただきまして、約20名の高齢者の方にアンケートをとっていただきました。介護予防のチェックポイントがどうにかでき上がりました、それを実際にきょうここでいきがい課の、これからの今後の取り組みを見まして、先駆けてやっていただきまして、大変皆さん高齢者の方は意欲的で、私たちもお手伝いをさせていただいて全員がやってくれました。

そのとき感じましたことは、こういう機会を与えていただいたことが本当によかったなと思ったのは、皆さん本当に健康で、今後これからをどう送っていこうかという方々が前向きにアンケートに参加してくださいました。ですから、このことは本当に続けてやっていったらいいかなというふうに思った次第です。

それで、やはり高齢者の一人一人の方は、私の地域はほとんどご自分の家に住んでいる方が多いものですから、そこで最期を迎えたいというようには思っておりませんが、感じ取ることができます。

ですから、私たちも一生懸命何かお役に立てればと思って日常活動に励んでいるんですけれども、それはもう一つ、メイクアップ教室を開かせていただいたときもそれを感じたんですが、そこに参加する方々は今もって健康で、足とかはお弱くはなってはきていますけれども、健康でそこに競って来ようという意欲がすごくあります。ですから、いろいろな支援の仕組みをきょう勉強させていただいたんですけれども、わざわざそこへ出向いていくということが本当に高齢者の方には重大なことで、バスも、まだ地域の方はバスもとまっていますので、来られなくなった方もいるわけです。

ですから、たまたま私事ですが、主人が今度高齢者クラブの方のお役をいただいて、今活動しているんですけれども、本当に一生懸命、高齢者の方は何をやったら健康に、皆さんにご迷惑をかけないで生きていけるかということに前向きですので、いろいろな行事があって、主人は私よりも忙しくなってしまうと、毎日にほとんどいないんですけれども、いろいろな公園とかを利用して、たくさんの健康になるための行事を行っております。

ですから、そういうところに、大変なんですけれども、年間を通して何回か出向いていただいて、そこで何かを、先ほど申し上げたようなアンケートをとったり、そういうことをしていただけたらもっと、それはどういうところに行ったらもっともっと健康づくりができるのかという、いろいろな質問も受けることができますと思いますので、そんな私の希望なんですけれども、出向いていただけることが年に2回ないし3回あったら喜ばれるのではないかなということを感じた次第です。

それから、私は本塩の福祉会館の方に、ことぶき館なんですけれども、今課長さんからお話を伺って少し希望が持てて、エレベーターがございませんので、これから何人かの方が来

られなくなるわけです。ですからおいおいにそういうことも実現してくださるということをして、非常に希望が持てましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

橋本会長 ありがとうございます。ボランティアとして大活躍をなさっていますけれども、本当にありがとうございます。

村田委員さん、きょうご発言ありませんけれども、何かございますでしょうか。

村田委員 私は、自宅開放型で1日サロンを開いて約1年たちます。そこで感じたことがたくさんあるんですけども、何かこの場ではないことの方がいいような気がして、ちょっと控えておりましたので……。

橋本会長 ご遠慮なく。皆さんご参考になるでしょうから。

村田委員 まず、自宅開放型をやってみて大変難しいということを結論的に申し上げると、両方の意見というか、両方の考えがあるんですけども、戸建ての家を開放して、毎月第1、第3の火曜日の1時から3時まで、昨年ちょっと暮れに私は熱を出しましたけれども、そのときでもお当番を決めてくださって参加者の方がちゃんと開いていただいて、見事にもう22回ほどやっております。

自宅というのがちょっと問題でございまして、私は田舎で生まれているものですから、田舎では結構隣近所お茶飲みというのがあるので、そういう感覚でどうぞどうぞと、本当にオープンで開いてしまったんですけども、都会の方はなかなかよそのおうちに入るというのがすごく抵抗があるらしくて、やはりなかなか広まらないんですね。町会の役もちょっと仰せつがっているものですから、町会の方が応援してくださって、町会の方は大変足しげく通っていただけるんですが、それ以外の方ということにお声をかけても、やはりお宅に伺うのはって言われてしまって、なかなか難しいですね。

ですから、そのときに私自身はどういうふうに考えるかということ、やっぱり町会の会議室だったりとか、区の会議室というんでしょうか、こういう場所があれば、もっと気楽に皆さんが寄れると思うんです。ただ、内容的には大変有意義にいろいろ過ごすことができまして、サロンですから自由に、何も強制的なものもございませんで、自主的に、それこそいろいろなものが、パッチワークの先生級の方がいらしたりして、自主的にパッチワークをする日になってみたり、手編みの先生みたいな方がいらして、自主的にやっていたり、大変私どもでは集まってくくださる方が大体平均10名程度なんですけれども、今のところはとてもいいぐあいに動いてはいますが、それ以上に広がることは、でも自宅ですからね、これで20人、30人来られてもちょっとということはあるんですけども、そういうことをあわせても、やはり自宅開放というのはちょっと無理かなと感じております。

以前、サロンを開く前にサロンの会というところで世田谷区の社協さんのお話を伺ったことがあったんですが、あちらでは地域性もあるんでしょうけれども、最初はやはり個人住宅を開放したやり方だったけれども、それが無理だということの結論が出て、一切今は個人住宅を開放しないで社協さんの方で借りてでも、社協さんの建物というか、社協さんの持ち物でやっているというお話をそのときに伺ったんです。

新宿区ではどのようにお考えなのかなということが、私としてはちょっと質問したいことではあったんです。

橋本会長 ありがとうございます。ふれあいサロンとしてやっていらっしゃる。

村田委員 はい。

橋本会長 その場所ですけども、例えばことぶき館を使うとか、そういうことの可能性はあるんですか。

村田委員 ごめんなさい。それでたまたまうちの方、そのそばにないんです。ないところが

あるんです。

健康いきがい課長 ことぶき館の利用条件というのがありますので、それと合うようであればできるのかなと思いますけれども、まず世田谷の方で行われたというお話を受けましたけれども、新宿区でも社会福祉協議会の方で担当者を置きまして相談に乗っておりますので、もしよろしければ、社協の方に出向いていただいて、ご相談していただければ、場所が見つかるかどうかというのはちょっと保証はできないんですけれども、いいアイデアが出るとも思いますので、ぜひちょっと社協の方に相談していただければというふうに思っているところでございます。

橋本会長 区の方でも、ぜひ何か解決策を。

それでは、どうぞ。

南委員 マイスター制度とか、ボランティアとか、シルバー人材センター等は、高齢者の方の知識とか経験とか技能を社会に役立てていくという意味ですごく大切だと思っているんですね。

問題は、その供給を充実させるということのほかに、利用させていただく側からすると、例えばいきがい課を訪ねていったときに、それならこういう人がいますよと、窓口が整理されていて、さっさとご紹介いただけるようなシステムになっているんでしょうかね。

健康いきがい課長 マイスター制度の件につきましては、ご紹介をすぐにできるというような体制はとっております。

ただ、今、ご質問のあったシルバー人材センターとかは、こちらにご紹介するような形になってしまうのかなというふうに思っているところでございます。

橋本会長 よろしゅうございますか。

要するに、南委員のおっしゃるのは、制度としてあっても、区民、高齢者が使いやすいような、そういうシステムになっていなければねということをおっしゃりたいのだと思いますけれども、よろしく。

健康いきがい課長 それにつきまして、昨年度までやっておりました高齢者社会参加システム協議会で、そのようなご意見も出ておまして、そういう窓口の一本化等を今年度から順次、モデル事業という形ですけれどもやっていく予定になっておりますので、そういった高齢者、あるいは団塊の世代の方が社会参加するというふうに思ったときに、窓口が整理できるような形に今後やっていく予定ですので、よろしく願いいたします。

橋本会長 亀井委員、それから丸山委員、何か一言ございますか。どうぞ。全体を通してでも。

亀井委員 私どものちょっと経験をお話したいのですが、大学が主体となって、看護大学なんですけど、この4月から多世代交流型のデイプログラムを、私たち教授で始めました。中央区の駅の近くに大学の開放する、区民に開放するために利用していただくスペースが、ちょうど購入したばかりのものがありまして、そこを会場にしております。

その会議でプログラムを始めるようになったきっかけは、私が幾つかの区役所の中を歩きまして、介護保険課、それから子育て支援課、それから教育委員会、そちらのご意見なども伺ってプログラムを考えて、そしてそれに看護師等で始めたということなんですけれども、高齢者の方が12名おいでになってもらって、それから小学生が対象になりますけれども5名の、大体15名程度の会員を、まず集会、木曜日の午後にやっております。

それをやってみますと、非常に高齢者の生きがいに関連してくるということと、それから対象者としては元気な高齢者、虚弱老人、特定高齢者ぐらいのところと、あと認知症の軽い方は範囲にしようというふうに思っていますが、リスクを調べてみますと、転倒とか認知症のリスクという方が10名中の3名ぐらいはそういった方々なんです。やはりこういったい

ろいろな事業を、大学でなくてもやろうとしますと、リスク管理が結構大変だというふうに思っております。

お聞きしたいなと思いましたのは、転倒のリスクですとか、それからAEDがこのごろはあちこちに置かれているように思いましたけれども、それぞれの事業を通じて、そういったリスク管理の案件などもどういうふうに整理されているのか、それからプログラムのいろいろな、いきいきウオークとか、お示しをたくさんいただいておりますけれども、そういったいろいろなところでのいろいろなサービスが行われるようになると、やはりその2件が重要ななというふうに思ひまして、伺えればと思ひます。

橋本会長 亀井先生、聖路加の看護大学でいらっしゃいますけれども、世代が交流するサロンのようなもの、これもやっぱりヒントですね。ただ、こうなりますと、少し区も参加していないと難しいかもしれませんけれども、本当にできたら、また見学させていただけますか。

亀井委員 一度見学していただければと思ひます。

橋本会長 それから、時間がなくなりまして、簡単にということではいただければありがたいんですけども、本当にこういうような生きがい活動のリスク管理はどういうふうにお考えですかということです。

健康いきがい課長 ウォーキングでいきますと、区とウォーキング協会の方で、ウォーキング協会を設立いたしましたして、ウォーキングのプロの方に見ていただいて、実際的にはけががないようお願いしているところでございます。

また、保険等も、そういったものに入っております、万が一何かあったときには保険で何とかするというような形をとっているところでございます。

橋本会長 ウォーキング以外のものも何か保険に入っていますか。個人のはどうですか。個人がやっているもの……。

健康いきがい課長 区の方で費用を出してボランティア保険に入っているもので、先ほどのマイスター制度も……、参加費でやっているものもありますし、マイスター制度みたいなものについては、区の方で入ってやっているということでございます。

橋本会長 そのとき何かしらの配慮をしているということですね。

健康いきがい課長 そうです。

橋本会長 それでは一言、先生、すみません。何か先生が時間がなくて、ご意見があるのだろうと思ひますけれども、ちょっと私の運営の仕方がまずかったのかもしれない。まずかったのかもではなくそうだったんです。

丸山先生、ごめんなさい。ありがとうございます。

それでは、実はもう一つだけきょうは議題が残っております。それは、要するにこれを見直しするための委員会を設けようという

課長さん、お願いいたします。

計画推進課長 保健福祉推進協議会の見直し部会設置についてのお話でございます。

皆様のお手元に概要という形で資料を幾つか困んだものがございまして、それをごらんいただきたいと思ひます。

この推進協議会の役割が、区がつくっております高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画、これを作成あるいは見直しをしていくに当たって、いろいろご意見をいただくという役割を持ったものでございますが、この見直しにつきまして、国の方からいろいろ見直し方針等が示されたり、いろいろな社会状況の変化を私ども把握しながらご報告し、検討しながら計画案をつくってまいりまして、その時々、折々に皆様からご意見をいただくわけですけれども、最後になりますと、大分専門性も高く、かなり密度の濃い議論をしていただ

く必要があるということがございまして、この推進協議会のほかに部会というものを設置する必要があるということで、これまでも部会を設置しております。

今回も、まだ大きな見直しの方針というものが国からまだ明らかにされておられませんですが、恐らく今年中には出るのではないかと思いますので、その部会の準備をしておきたいというふうに思っております。

どのようなことが役割かということにつきましては、その2番目の部会の役割に書いてございます。

計画見直しのための課題等に対し解決・対応の方向性をご検討いただき、それから「中間のまとめ案」、区の方で皆様のご意見を踏まえた上でつくってまいりますけれども、そのまとめ案に対してまたご意見をいただく。それから、中間のまとめ案ができますと、これは議会とかあるいは区民の皆様にパブコメという形で公表しまして、またご意見をいただくんですが、そういうものも踏まえて最終報告案としてまとめて、またそこにも再度ご意見をいただくという形で進めてまいります。

それで、その部会でご意見をいただきますと、それを今度は推進協議会の方へまたお諮りをしてという、そのご意見を踏まえて、また最終的には区の方で区長決定につながるわけですが、そういう役割を負っているということでございます。

この部会の設置につきましては、1番に書いてございますけれども、この推進協議会の設置要綱の中に幾つか書き込みがされているものでございます。

部会の構成でございますけれども、これは前例に倣うことということで、これに準じた形で書き込みをさせていただいていますが、8名程度ということで、その構成者については前回と申し上げれば、学識経験者、弁護士の方、それから医師会の方、そのほかに施設サービス事業所長さんとか、居宅サービス事業所長さんで構成をしていきたいという経緯がございます。

もう一つ、特にそれでよろしいということであれば、そういう形で今回も進めさせていただきたいというふうに思っております。その部会長につきましては、基本的には協議会の現会長さんがそれも兼ねていただくということで、副部会長は協議会の会長さんがご指名をいただくということになります。

部会の庶務につきましては、この推進協議会と同様に、私ども健康部計画推進課の方で担当させていただきます。

19年度、これは20年度にも続いてまいりますけれども、とりあえず19年度には二、三回程度で済むのかなというふうに思っております。内容が大分詰まってまいりますと、20年度にはちょっと回数がぐっとふえるのかなというふうに思っているところでございます。

現在のところ、19年度については7月、それから11月ごろを予定しているところでございます。

よろしく申し上げます。

橋本会長 ありがとうございます。

要するに、これの見直しでございますけれども、21年度からスタートする。21年度までに間に合わせなければいけないということで、具体的な作業をする部会をこの協議会のもとにつくりたいなということで、前回の場合を参考にして、今8人のこういう委員ではどうだろうかというご提案でございます。

具体的に名前をそこに入れさせていただくといたしますと、きょうはご欠席でございますけれども、副委員長長の阿先生、学識系として阿先生、それから亀井委員さん、和気委員さん、それから南委員さん、弁護士を代表してです。それから、きょうはご欠席ですけれども医師を代表して英委員、それから施設サービス事業所を代表して田村委員さん、そして居宅介護

事業所を代表して秋山委員さん、そして私という8名をご推薦したいと思っておりますけれども、こういう8人の構成でご了解いただけますでしょうか。（拍手で承認）

ありがとうございます。それでは8人の、きょうはご欠席の方もいらっしゃいますけれども、今名前を呼ばせていただきました方々ご了解いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、どうぞよろしく願い申し上げます。

ありがとうございました。

計画推進課長 ありがとうございます。

ちなみに、関心が皆さんおありでしょうから、もしその部会についてもお聞きになりたいということでございましたら、公開でございますので、どうぞオブザーバーといいますか、あくまでも傍聴という形になってしまいますけれども、おいでいただければというふうに思います。

では、部会の開催日時についてでございますけれども、実はまだ具体的には詰めておりません。今後、皆様のご都合を聞きながら決めさせていただいて、後日改めて通知をさせていただきますというふうに思いますので、よろしくお願いします。

調整ということについては、私どもの方から日程調整表を送らせていただきますので、よろしくお願いします。

橋本会長 ありがとうございます。

それでは、次回の協議会の開催予定について事務局からご説明をいただきたいと思っております。

計画推進課長 通常、この推進協議会につきましては、5階の議会の大会議室、あるいはこのような委員会室を使わせていただいておりますが、実は、次の第4回の10月中旬ごろに議会の部分の改修が入っております。騒音とかいろいろどうも使えない状況になってしまっております。それで、ちょっと部屋の調整がまだついていないものですから、部屋の調整がつかましてから、改めて、なるべく早い時期に皆様にご通知を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、おくれましたけれども、私どもの方の役所側でも人事異動がございまして、これまでこの推進協議会の事務方を担当しておりました松田が保健福祉計画係長に昇格をしまして、それからその計画担当として井内純一主査が新しく担当となっておりますのでご紹介を申し上げます。よろしくお願いします。

井内主査 よろしく願いいたします。

橋本会長 一言ありますか。

松田係長 同じ係におりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

計画推進課長 事務局からは、以上でございます。

橋本会長 それでは、次回の協議会の開催は10月中旬以降の夜間ということだそうでございます。改めて日程調整は行われると思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ちょっときょうは、4時の予定が少し過ぎました。

本当に長いことありがとうございました。

計画推進課長 どうもありがとうございました。

午後4時10分閉会